

2-(3)-② 認証評価

学校教育法第 109 条及び第 109 条の 2 に規定されているように、大学は、政令で定める期間（7 年間）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による認証を受け、その結果を公表することとなっています。

三育学院短期大学（英語コミュニケーション学科、看護学科、専攻科）では、2007 年に短期大学基準協会の認証評価を受け、「適格」と認定されています。

なお、**三育学院大学看護学部看護学科**（2008 年開学）の認証評価については、規定に従い完成年度（2011 年度）以後 3 年以内に認証評価を受ける予定です。

